

審査用語について

一次審査の容認：医療機関のレセプト内容に問題はありません。

一次審査の査定：医療機関のレセプト内容に問題があります。

A：療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの

B：療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められないもの

C：療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの

D：告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの

一次審査での返戻：レセプト内容に不備があります。このままでは査定となります。そこで一旦、医療機関に戻しますので病名を追加するか、修正するか、症状詳記を追加するなど改良して下さい。その上で再提出して下さい。再審査します。ただし、何の改善・記載等が無ければ査定します。

保険者再審査での容認：一次審査では容認したが、保険者の申し出の通りレセプト内容に問題があり査定となる。

A：療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの

B：療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められないもの

C：療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの

D：告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの

保険者再審査での原審：一次審査では容認したが、保険者の申し出にもかかわらずレセプト内容に問題がない。

保険者再審査での返戻：レセプト内容に不備があります。このままでは査定となります。そこで一旦、医療機関に戻しますので質問等に回答の上で再提出して下さい。再審査します。傷病名の追加は認められません。

保険者再審査での問合せ：レセプト内容に疑義があります。このままでは査定となります。返戻しますと傷病名の追加・変更やレセプトの再作成等の可能性がありますので問合せを行います。質問等に回答の上で再提出して下さい。再審査します。

保険や審査に関するご質問は事務局までお寄せ下さい。査定や返戻に関しては、該当するレセプト(コピー)と事由(A、B、C、D)を記載して下さい。Q&Aとして会報等でお知らせいたします。尚、名称等個人情報に関する事項は公表しません。